

議案第 5 号

西脇市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

西脇市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和 3 年 2 月 26 日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

行政手続の簡素化を図るため。

西脇市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

西脇市職員の服務の宣誓に関する条例（平成17年西脇市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(服務の宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書に署名し、任命権者に提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p>別記様式（第2条関係） 宣誓書 私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。 私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、住民全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>年 月 日 氏名</p>	<p>(服務の宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書に署名押印し、任命権者に提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p>別記様式（第2条関係） 宣誓書 私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。 私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、住民全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>年 月 日 氏名</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。